

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組み事項

- 看護職員が看護に専念できる体制を確保するために、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、事務職と協働しています。
- 看護補助者を配置し、業務内容を定期的に見直すことで、効果的かつ効率的な看護体制の構築を図っています。

主な取り組み事項

- 看護部、薬剤部、放射線技術部、中央検査部、管理栄養部、リハビリセンター、事務部との会議による現状、問題点の分析および改善。
- 看護ケア充実のための看護補助者の適正配置。
- 看護職員の日々の業務を見直し、看護補助者へ業務を委譲。